

【小美濃委員長】 次に、（４）住民投票制度の再検討について、これは私のほうから御説明をさせていただきます。51ページを御覧いただきたいと思います。

まず、前回の懇談会で、内容について、（１）、（２）について皆様方から大方の御了解を得たと思ったというか、了解を得たのですけども、そのときに、大事なことであるので、会派に属さない議員からも意見を聞いてほしいという御意見がございました。正副でそれを預からせていただきまして、会派に属さない議員２名に意見を聴きました。下田議員に関しては、内容（１）、（２）に関して異論はないということだったのですが、品川議員から、自治基本条例19条については削除すべきだというような御意見をいただきましたので、ここに御報告をさせていただきたいと思います。

ですので、議長から諮問をいただいた答申、これはまだ案の状態でございますけども、前回の議会運営委員会懇談会で皆様から委員会としての御了承をいただいたと思っております内容（１）、（２）、プラス参考意見として、「会派に属さない議員２名に対し本諮問事項に関する意見聴取を行ったところ、1名の議員から、武蔵野市自治基本条例第19条を削除すべきとの意見が出された。」というものを付記して議長にお返しをしたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

【内山委員】 せんだっての私からの提案を受けて、会派に属さない議員にも聴取していただきありがとうございます。その19条を削除すべきという御意見が出た方については、理由はどのような理由だったのでしょうか。

【小美濃委員長】 正確には——メモを見させてもらっていいですか。正確を期さないといけませんから。

【内山委員】 すみません、では、探していらっしゃる間に、なぜかを言います。

私どもは全会一致で自治基本条例を成立させていますので、そのときと今とで何か状況が大きく変わったとか、何かそういう理由がないと、議会の議決の責任というものに、市民の方からというのか、問題があるのではないかという指摘を受けてしまいかねないので、できれば、こういう理由から削除すべきだとの意見があったというふうにしたほうがよいのではないかと思って理由を聞きました。

【小美濃委員長】 なるほど。すみません、ちょっと待ってください。探しておけばよかったんですけど。失礼、今すぐ出します——ありました。

こういう理由です。住民投票制度に関するこの1年の議論を踏まえて、住民投票制度そのものに課題が幾つかあると考えています。よって、私個人としては、19条は削除すべきという立場ですという、すみません、理由を付して削除すべきというお話がありました。その後、四者の中で、先ほど内山委員がおっしゃった、全会一致で通ったので、そういうことで反対されても大丈夫ですかということをもう一度聞いてくれないかということで私に依頼がありましたので、もう一度、今度は電話で、四者でもこういう意見が出ているけども、お考えは変わりませんかということをお問い合わせしましたら、変わりませんということでしたので、こういう参考意見とさせていただいたということです。すみません、大変時間を取ってしまいました。

【山本委員】 御回答いただきましてありがとうございます。この案について確認したいことが2点

あって、私のほうで質問させていただきます。

1点目なのですが、内容について、「住民投票制度についての再検討は一旦終了するが、執行部から再提案がなされた際は改めて検討する。」と。ということは、この下にあるように、その再検討というのは、議会運営委員会が開かれた5月9日及び本日6月2日で、住民投票条例案だったものに対して議論になったから、そこが再検討の場であったという理解でよろしいのでしょうかということが1点目です。

もう1点は、先ほど、会派に属さない議員のうちのお一人の品川さんの、自治基本条例19条は削除すべきとの意見が出されたということでございまして、これはこの議運も含めた大方の会派、議員の意見とは異なった態度であります。ここの「参考」のところですが、これは参考だから、議運のメンバーではないという意味なのかもしれないのですが、ここで固有名詞、2名いたら2名の名前を出さなかったということは何か理由があるのかということも2点目に伺いたいと思います。

【小美濃委員長】 1点目については何か。あまり間違ったことを言うてはいけないのだけど。

【清野議会事務局長】 今、山本ひとみ委員がおっしゃった、5月9日と今日の議論が再検討なのかというと、それはそうではないと。これはあくまでも議長からの諮問に対して、各会派の御意見を5月9日と本日伺っているということですので、今、山本ひとみ委員がおっしゃったものではないというふうに認識しているところでございます。

【小美濃委員長】 これは、名前を出さなかったというのは。

【清野議会事務局長】 基本的には、議会運営委員会のメンバーではないので、お名前は出さなかったということでございます。

【山本委員】 御答弁をいただきまして、承りました。

要するに、住民投票条例案について、12月21日の段階では陳情が採択されて、私は、この陳情に対しては賛成できないという反対の態度を取って、賛成と反対で分かれたわけですが、その後から、つまり本会議の後からの会議の中で再検討がされてきたということなのか、それとも、議会というか、委員会の場だけではなくて、ほかの場も含めてやったという理解なのか。いずれにしても、議会運営委員会の中では5月9日以前も含めた再検討があった、そういうふうにこれは読むべきだということでもよろしいのでしょうか。

【清野議会事務局長】 これは2月16日の代表者会議での議論の結論ということなのですが、そこで、住民投票条例の廃案あるいは継続審査を求める陳情を採択したことに伴い、願意の一部である、根拠条例となる自治基本条例19条を削除することも視野に住民投票条例の再検討を行うかということで議論をした中で、そこでは一旦行わないという結論に達したというふうに理解をしているところでございます。

【小美濃委員長】 それを受けて、代表者会議は正式な会議ではないので、議会運営委員会で正式な議事録も取って、その議事録をつけて、この答申というのでしょうか、を相手側に送るというような形にしましょうということで、今回、正式な委員会なので、文章をこれでいいですか——まあこれは、まずは議運として議長に返すのですが、議運のものを宛先を変えて相手先にお渡しするのでしょうか、議運としては議長にお返しをする文章はこれでいいですかということをお諮りさせていただいて

いるということです。

【山本委員】 すみません、時間がないのに何度も質問して申し訳ないと思いますが、要するに、2月16日の代表者会議は、私もその代表者会議に出ている一人だったわけですがけれども、再検討を再度やるかということに対して話をし、それが再検討の場だったという認識はあまりなかったのですけれども、では、どこかで再検討して、それをやったから一旦終了する、そういう理解なのでしょうか。

【内山委員】 意味がやっと分かりました。すみません、今の山本ひとみ委員の意見は、一旦終了するがと書いてあるけど、いつ始めたのかみたいな話なのではないかなと思うのです。ですので、私も似たような違和感を持っているので、この(2)は、「住民投票制度についての再検討についての協議は一旦終了するが」とか。再検討についての協議は一旦終了するけど、再検討自体はまだ着手していないと思うのです。なので、誤解のないように、「再検討についての協議は」とすれば、山本ひとみ委員の疑問も解消できるのではないかなとちょっと思ったのですけど、いかがでしょうか。

それと、私が先ほど質問した件については、御意見は御意見として、そういうことならば、第19条を削除すべきという御意見の理由は、住民投票制度について課題があると考えてるのでというのが理由なのだと思いますので、それを入れるかどうかということをお協議いただければというふうに思います。

ただ、私の私見ですけど、住民投票制度について課題があるということと、19条を削除するということはイコールではないので、ちょっとそこは誤解をされているのではないかなというふうに思っています。

【小美濃委員長】 この「参考」の意見を入れるかどうかというのは、確かにこれは協議をしなければいけないことなのです。なぜかという、これは議会運営委員会が出す文章なので。ただ、議会運営委員会の協議の中で、会派に属さない議員の意見も聴いてくれという話があったので、一旦聴きました。全員が(1)と(2)の内容に包含されてしまえば問題はなかったのですけども、そうではない意見が出たので、これを載せるのか載せないのかということも確かにこれは協議をしなければいけない内容ではあります。あくまでも議会運営委員会としてのお返しを議長にするのか、それとも、議会運営委員会の中で出た一つの意見に対する意見を参考意見として載せるのかというのは、これは確かに議論をしなければいけないかなと。

【西園寺委員】 今委員長がおっしゃった「参考」部分というのを、この答申の書面に載せるべきなのかということが私も先ほどからずっと気になっておりました、前回の意見を基に、議運の正副委員長が会派に属さない議員に対して丁寧にヒアリングをされたということは、評価というか、それはとてもいいことだと思いますが、この諮問の答申の文書にこの「参考」部分をつけると、むしろややこしいかなというふうに正直思いました。内容の2番のところに、今日の部分も含めて議運の会議録のとおりと書いてありますので、下田議員と品川議員のお二人がどういう意見だったかということもそこにもう含まれているので、今日の議題としては、こういう答申をしたいということに対して、今それが議題になっていると思いますので、私はむしろ、この「参考」部分はつけずにシンプルにまとめたほうがいいのではないかという意見です。

あと、付け加えると、確かに2020年に自治基本条例を可決した品川議員が、削除すべきというふうに考えを変えられた理由を知りたいというのはありますけど、それは今日の議題とは直接関係がないとい

うふうに私は思います。

【山本委員】 本当に何度も申し訳ございません。こだわって申し訳ないのですけれども、住民投票制度についての再検討ということが陳情者の願意だったと、それも含まれていたと理解をしているのですけれども、一旦終了するという事は、再検討という場があったから、そこで再検討をした、それを一旦終了して、今後また執行部から再提案があったら検討を行うというふうにこれは読めるのですけれども、ということ、もちろん議題にはなったから議題としてどうするかというのを議運でも協議、そして代表者会議でもあった、それが再検討の場であったということによろしいのでしょうか。

【小美濃委員長】 代表者会議で再検討はしないという結論が出たのが再検討です。ですから。

【山本委員】 それが再検討ですか。

【小美濃委員長】 再検討はしないというのが再検討の結果です。

【山本委員】 しないというのが再検討の中身。ではもう1回。それで分かりました。つまり、あの場にはいたわけだから、こういうことを突っ込んで再検討はしないということで合意したわけだから、それがその再検討の中身であったということですね。それなら理解をいたします。

【小美濃委員長】 よろしいですか。それで、どうでしょうか、そうしましたら、先ほど内山委員から、「再検討の協議は」という御意見もありましたけども、そうすると、「の協議は」という文言を入れるのかどうか。むしろこのままでいいですか。

【内山委員】 何かやはり違和感はあるので、すんなり事実をそのとおりに読み取れないように思うのです。シンプルに「住民投票制度については、執行部から再提案がなされた際に改めて検討する。」では駄目なのですか。それではちょっと不足なのですか。再検討をする、しないという部分は、やはりここに必要なのですか。

【小美濃委員長】 どうですか、皆さん。皆様はどうでしょうか。

【与座委員】 真ん中の部分を取ってしまいますか。

【小美濃委員長】 再検討についてはということですか、そうすると。再検討については、執行部から再提案がなされた際、改めて検討する。

【内山委員】 という内容でしたよね。

【小美濃委員長】 うん、この間。

【内山委員】 出てきたら、そのときはしょうがないということで。

【小美濃委員長】 意味合いとしてはそれでも。

【山本委員】 何度もごめんなさい。こういう提案が出たので、それこそ諮問はそうですねといって送り返したいというふうに思うのですが、今の話だと、住民投票制度について、再検討は今行わない旨の結論が出たので終了するが、執行部から再提案がなされた際は改めて検討するというような、そういう文言に変えてしまったら、何か問題が出るのですか。これを書き直すと時間がかかって悪いなという気もするのですけれども、正確を期するという事でそのほうがいいのだったら、そういうこともあるかなとは思ったのですが。

【小美濃委員長】 そういう意見がありました。どうでしょうかね。（「休憩ですか」と呼ぶ者あり）いやいや、そんな時間ないです。決めてしまわないと、まだ決めなければいけないことがたくさん

あるので。

【内山委員】 すみません、一旦後に回して次のほうをやるというわけにはいかないのですか。私は、中を取ってシンプルにしてもいいのではないかなと提案してしまったので、皆さんに考えさせてしまっているかもしれないですが、そのほうが意味としては分かりやすいかなと思っています。

それと、「参考」については、やはりこれは事実としてこういうことだったということのを淡々と参考として載せるべきではないかなと思います。せっかく会派に属さない議員に聴取していただいたので、聴取した事実がないかのようなそういうことも、外に出た際に御指摘があってもいけないので、外に出すという前提で私は考えていませんでしたけれども、そういうふうに、事実は事実としてきちんと表明するというのでいいのではないかなというふうに思います。

【小美濃委員長】 割れました。そうしたら、時間をこればかりに使ってられないので、ではこれは後に回します。考えながら次の議題を協議してください。

(5) 議会改革——について協議した。

(6) その他——について協議した。

【小美濃委員長】 それでは、残しております住民投票制度の再検討についてを最後に協議させていただいて終わりたいと思います。

今問題になっているのは、1の(2)です。これをどういう文言にするかということです。内山委員の最初に御提案いただいた「再検討の協議は」というのは、これはもうないということによろしいですか。後に言われた、真ん中を取ってしまうところのほうが優先されるということでもいいのですか。

【内山委員】 どっちでもいいのですけど、決まれば。

【小美濃委員長】 どっちでもいい。まとまればいいという御意見ですので、何とかまとめたと思いますけども、どうですか。ではこれは元の文章でもいいのですか。元の文章ではまずいのですか。

【内山委員】 ごめんなさい、山本ひとみ委員は何という提案をされたのですか、ちょっと覚えていないので。複数案あってどれがいいかというのだったら、並べていただいたらいいかなと思います。私が2案出しているというのは確かに変なので、では、後者のシンプルなほうを提案します。

【小美濃委員長】 「一旦終了するが、」というのを抜くことですね。再検討は執行部から再提案がなされた際、改めて検討するということですね。それもシンプルでいいかなというふうに思いますけども、山本委員、どうですか。

【山本委員】 私、かなりこだわっていろいろ質問しましたが、「住民投票制度についての再検討は一旦終了するが、」で、これは文意としては通っているけれども、「住民投票制度は一旦終了するが、」にすると文意が通らない気がするのです。だから、住民投票制度についての協議を一旦終わらせた。協議したことは本当で、それが再検討と言えるかどうかというのは、人によって違いがあったと私は思ったのです。私は、あれが再検討だったのかとびっくりしたのだけれども、再検討だと。短時間であっても、もうここではこれ以上しないということをお話したのだから、あれが再検討だといえば再検討になってしまうけど、何かそれはいろいろな人にとって非常に分かりにくいと思うのです。だから、

「住民投票制度について、協議は一旦終了するが、」のほうが私にとっては分かりやすい。再検討したのかどうかということについて、意見が分かれなくて済むと私は思います。前に言ったことと少し変えていますけれども、簡単なほうがいいと思ったし、私自身は読んだときに違和感があって、きちんと読めるようにしたほうがいいと思ったので、そのように提案をさせていただきます。

【小美濃委員長】 いろいろなお考えが恐らくあるのか、また、認識の程度もあるのかなと思うのですが、先ほど御提案させていただいたのは、終了したかしなかったかということは、なかなか御理解が得られたり得られなかったりするのです、その部分を取ってしまって、住民投票制度についての再検討は執行部からの再提案がされたときに改めて検討するという文章でいかがですか。そこは皆さん多分この間一致しているのではないかと思うのです、その認識は。

【山本委員】 そういうことで一致するのだったら同意します。

【小美濃委員長】 よろしいですか。では、「再検討は一旦終了するが、」というところを取って、「住民投票制度についての再検討は、執行部から再提案が出された際、改めて検討する」という文章に直させていただきますと思います。

次、参考意見をどうするか。（「再検討を検討するは変です」「最初の検討は要らない」と呼ぶ者あり）

【内山委員】 すみません、再検討は検討するというのは、主語と述語が合わないのです。

【小美濃委員長】 ああそうか、「再検討は改めて行う」か。「こととする」。

【内山委員】 「改めて行う」でもいいですけど、そこは国語的に直さないといけないと思います。

【小美濃委員長】 失礼しました。

【内山委員】 「住民投票については」とかとする。「住民投票制度については、執行部から再提案が出された際、改めて検討する。」。

【小美濃委員長】 そうします。「住民投票制度については、執行部から再提案がなされた際、改めて検討する」と。すみません、理系なもので。（「文章を書き直して出してください」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、参考意見について、ちょっとこれは割れているのですよね。

【宮代委員】 確かに、会派に属さない議員の意見を聞いたという事実はすごく大切だというのは分かりますけれども、ここにこれだけの特出しするというのは、逆にちょっと違和感があって。2番の、本委員会における審査経過ということで、ここを参照してくださいねということが明記されているので、この6月2日の今日の分のところに、この下に書かれている「参考」の内容も含まれていると思うので、これだけの特出しして記載はしないほうがいいのではないかなというふうに感じています。

【小美濃委員長】 という意見で、皆様、うんうんとうなずいているのですが、内山委員、いかがですか。議事録で、会議録でそれは残しておいていただくということで。

【内山委員】 すみません、今日のこの部分の会議録も残るということですね。

【小美濃委員長】 今日の部分の会議録も残ります。

【内山委員】 今日の議運のこの一部分だけは抜粋して資料として添付されるということなのですか。

【小美濃委員長】 そういうことです。

【内山委員】 では、意見が割れたという事実も含めて伝わると。皆さんが、私たちの会派だけが「参考」というのを事実として載せたほうがいいと言って、皆さんが要らないというのであれば、それはあえてどうこうとは言いません。言いませんが、事実を事実として伝えるというだけで、隠す話でもないので、議運としての結論は1番の内容で出ているので、それはそれで別に何か、あえて載せないということに逆に私は違和感がちょっとあるものですから、一応そういうふうに申し上げておきます。

【小美濃委員長】 それは御意見として承るということで、では、今回は、この参考意見は取り除いて、議長に答申をさせていただくということによろしいでしょうか。

【山本委員】 幾つか修正があったのですけれども、結局、この答申については、ペーパーは出し直さないと正式にはならないと思うのですけれども、それをこの議運のメンバーに配付するのは今日中にできますか。

【小美濃委員長】 できますか——できます。

【山本委員】 できますか。

【小美濃委員長】 はい。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【小美濃委員長】 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。